

未来投資会議の開催について

平成28年9月9日
日本経済再生本部決定
令和2年7月29日
一部改正

1. 日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るとともに、令和2年7月から当面の間、新型コロナウイルス感染症の時代、さらにはその先の未来の新たな社会像、国家像を構想するため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議（以下「会議」という。）を開催する。会議は、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）における「第4次産業革命官民会議」の役割も果たす。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

議長代理 副総理

副議長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官、経済産業大臣

構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣及び「未来への投資」に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 本会議の開催に伴い、「産業競争力会議の開催について」（平成25年1月8日日本経済再生本部決定）は廃止し、これまで同会議において決定した事項及び検討した事項等については、本会議に引き継がれるものとする

る。

- 2 本会議の開催に伴い、「未来投資に向けた官民対話の開催について」（平成27年10月13日日本経済再生本部決定）は廃止し、これまで同対話において決定した事項及び検討した事項等については、本会議に引き継がれるものとする。